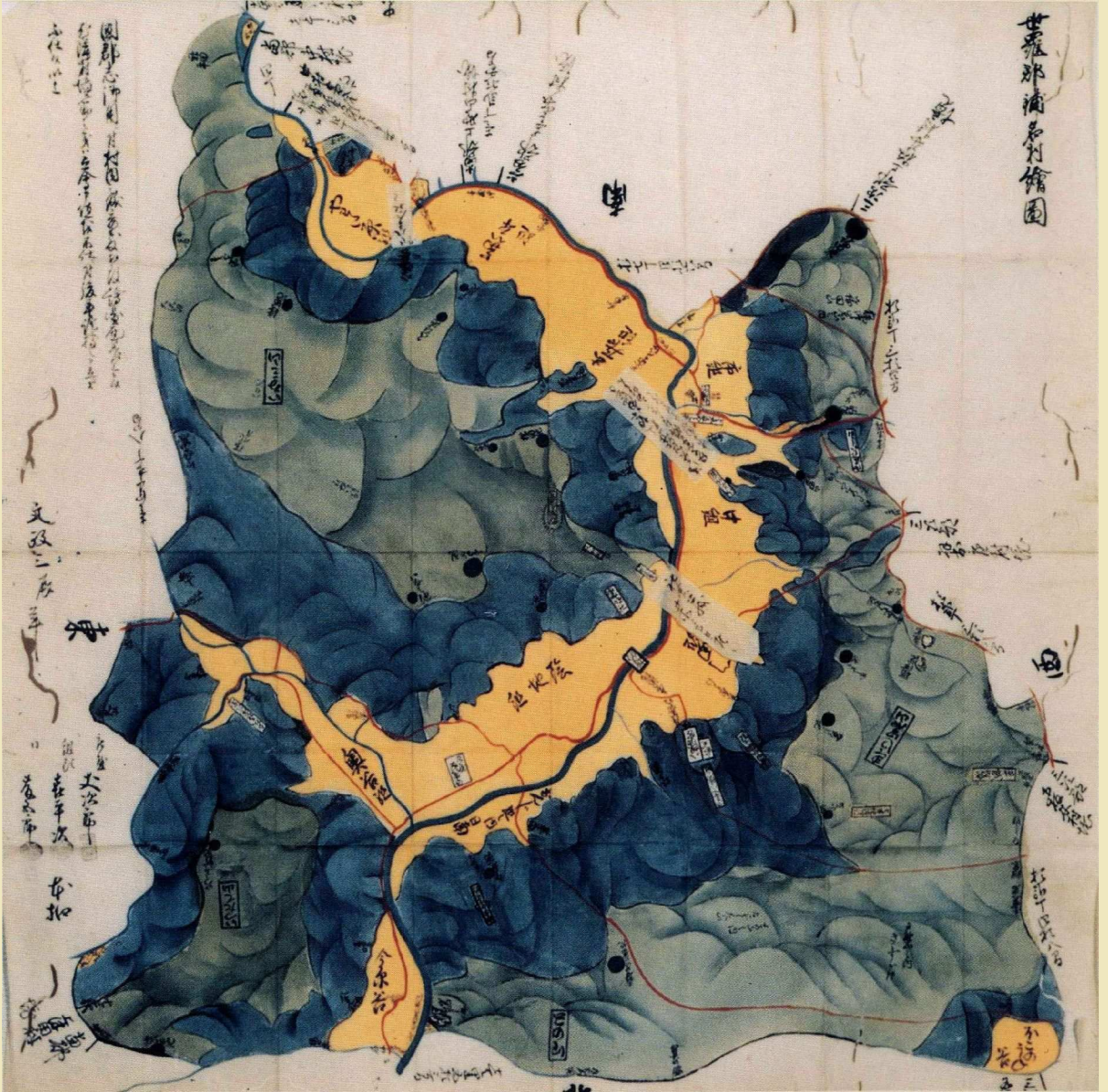


収蔵文書展

むら かた もん じょ

# 江戸時代の村方文書

村の生活と文書



1993.10.1 ~ 12.11

かん じょ もん  
広島県立文書館

## はじめに

広島県立文書館は、今年十月一日をもって開館五周年を迎えました。この間に所蔵者のご厚意によって寄贈や寄託をしていただいた古文書は、一三万点に達します。その多くは、江戸時代に庄屋など村役人を勤めていた家に伝わったものです。今回の収蔵文書展では、これら江戸時代の村の公文書、いわゆる村方文書を紹介するとともに、それらがなぜ作成され、引継がれ、今日まで伝えられてきたかを探ります。

江戸時代に作成された文書が今日まで伝えられてきたのは、決して偶然ではなく、当時の人々が、意識的に文書を残そうとしてきたからです。江戸時代、村役人は、自らの村を管理・運営する上で先例を重視しました。藩や郡役所から回ってきた触書や達しは必ず書き留め保管して、何か事あるときは取り出して、職務を遂行する際の参考にしました。中には、他村との間で争論が生じた場合、証拠書類となるものもありました。自らの權益を守る上で、これらの文書はなくてはならないものだったのです。

村役人以外の農民も、文字を解せないと多大な損失をこうむるようになりました。そのため、江戸時代中期以降、農村でも読み書きを教える寺子屋が急速に増加しています。

今回の収蔵文書展では、文書館が古文書を受入れる際に、このように村で長年にわたって大切に保管されてきた古文書を次の世代に継承していくため、どのように配慮しているかを紹介するコーナーを設けました。古文書を保存することの大切さを知っていただければ幸いです。

### 表紙写真 33 世羅郡敷名村絵図 文政3年(1820)

「芸藩通志」編集に際して、「国郡志下調べ書出し帳」とともに敷名村から割庄屋に提出された村絵図の控である。耕地を黄、野山のやま(農村の所持・利用に委ねられた林野)を緑、御建山・御留山等おたてやま おとめやま(藩の所有・管理下に置かれた林野)を青と色分けした上で、里道・河川・池・寺社・村役人宅・社倉・名勝・旧城跡などの位置が示されている。左上には、隣村との境界線は確かなものではないため、争論などの証拠にはならない旨の注記がなされている。

一 村方文書の引継ぎ

近世社会においては、中世とは比べようもないほど大量の文書が作成された。それは、兵農分離によって成立した、同一身分の者が集住する近世社会において、城下町に集住する支配者である武士が、その命令を町や村に居住する領民（商工業者、農民、「革田」などの被差別民）に伝えるのに、文書にしたためて伝達し、同様に彼らも、武士に訴えたり歎願する場合は文書を用いなければならなかったからである。このように、江戸時代には「文書」による統治が行われた。これらの「文書」は何らかの意図をもって作成されたのである。

このやりとりは、村においては庄屋などの村役人を通じて行われた。庄屋は、藩の命令などを村民に伝え遵守させることが重要な勤めの一つであった。そのため、庄屋はこれを写して保管し、その後の村を運営する先例とした。その他土地・年貢に関する文書や、争論に関する証拠書類などは、村の存亡に関わる重要な文書として意識されて大切に保管され、庄屋が交替する際には、その目録とともに引継ぎが行われた。



1 賀茂郡吉川村諸帳面・書類御引渡し之分請取帳ひかへ  
寛政3年(1791)

村で作成された文書の中には、その村で管理され、庄屋役を交代するにあたり、前任者から引継がれ、さらに後任の庄屋に引渡されるものがある。それらは、「村」という共同体で生産・生活する上で、基本台帳ともなるような重要文書であった。この引継文書の請取帳に記載されている文書は八六点である。この中で特に目につくのは、「水帳」(検地帳)や「免状」など土地・年貢に関する文書である。



6 名寄水帳  
貞享元年(1684)



4 賀茂郡吉川村検地帳  
慶長6年(1601)

4は、福島検地で作成された賀茂郡吉川村の「検地帳」、6は耕地の所持者(こと)にその石高・反別を集計した「名寄帳」である。この二冊はいずれも引継文書の目録にも書き上げられ、近世初頭から、変更があった場合は書き加えられたり、張り紙を付せられて抹消されたりしながら、村で大切に引継がれてきた土地の基本台帳である。いずれも長年の利用によって表紙がとれてしまったのか、表紙が付け替えられている。

二年貢の徴収と戸口調査

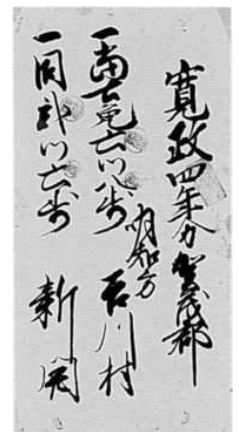
江戸時代、領主は「村」を単位として村民を支配した。領主から課せられた年貢は、村の責任で納入しなければならぬため（年貢村請制）、免状の交付があると、村で支配的な地位にある庄屋は、農民への割付、徴収、上納の全過程を掌握し、さまざまな文書を作成した。

村の戸口調査も庄屋にとって重要な職務の一つであった。戸口調査には数年おきに実施される人馬改めと、毎年行われる宗旨改めがあった。庄屋が作成するこれらの改め帳をもとに領主は夫役を徴収し、家族の異動（出生・移動・死亡）までも完全に掌握したのである。改め帳作成に当たって、藩は「革田」を「百姓」とは別に末尾に書き上げさせたり、別帳仕立てにさせることにより、村のなかに差別的な身分編成をもちこんだ。



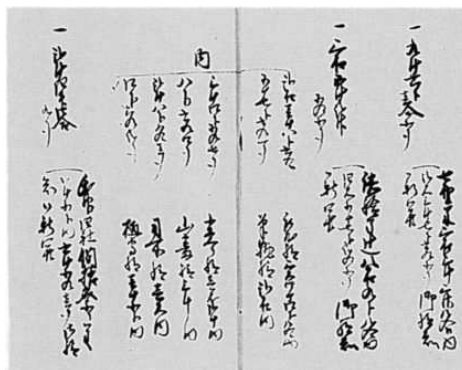
11 世羅郡敷名村の免状 文政10年（1827）

村の年貢徴収事務は「免状」の交付から始まる。「免」とは年貢率のことで、記載されている「高二付四ツ四歩七厘」とは、敷名村明知方分の高144石1斗3合の44.7%にあたる64石4斗1升4合が「物成」（年貢）であり、「口米」（附加税）1石2斗8升8合を合わせた「定物成」65石7斗2合、及び新開分3升4合を合わせた65石7斗3升6合の米を、この年村の責任で納入しなければならないことを示している。



12 賀茂郡吉川村の門張り 寛政4年（1792）

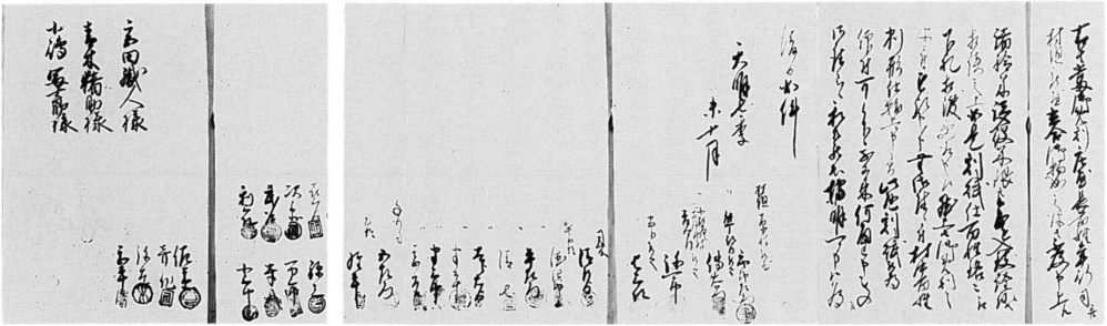
免状が下付されると、庄屋はその年の免を表し、村民に周知徹底させるため、門前にこの「門張り」を掲示した。



13 賀茂郡吉川村免割帳 天明7年（1787）

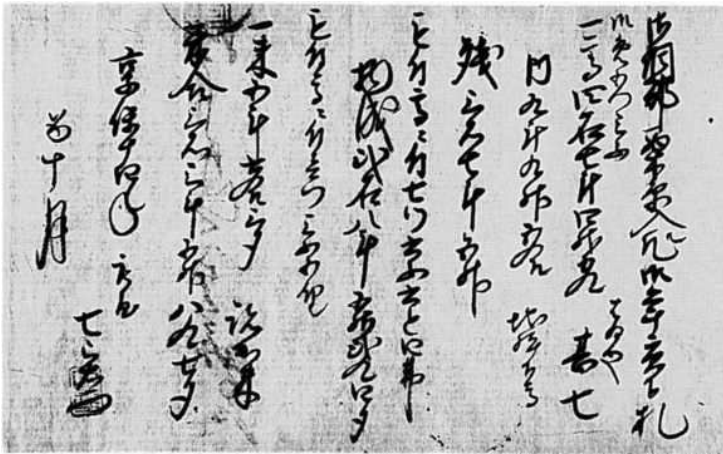
村では、免状で示された田畑・屋敷に課せられた定物成以外の、小物成や、村役人の給米、紙・筆・墨・油等の消耗品費など、村の運営に当たって必要とされる経費（村入用）の諸負担を、村民一軒ごとに割り付けて賦課する台帳となる「免割帳」が十月中に作成された。





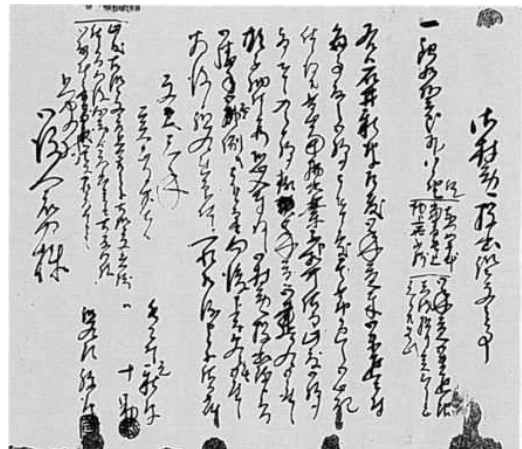
14 賀茂郡吉川村免割帳の奥部分 天明7年(1787)

免割帳の作成にあたっては、村役人の恣意が入り込む余地をなくすため、その村の庄屋・組頭・長百姓だけでなく、同じ下西条組の原村等の庄屋までもが立ち会って行われた。彼らは帳面に各自捺印し、その内容を村民にも説明して不服のない証拠として捺印させたのち、郡役所に提出して承認をうけた。



16 御調郡栗原入作年貢下札 享保14年(1729)

つぎに、免割帳に基づいて村民一軒ごとに「年貢下札」が作成され、納入すべき額が示された。この文書は、御調郡栗原村に高四石七斗四升五合の耕地をもつ尾道商人灰屋甚七に宛てられた年貢下札で、諸出米を合わせて三百三斗五升八合余の負担となっている。十二月二十八日に納入が終わり、「皆済」となったことが裏書に記されている。



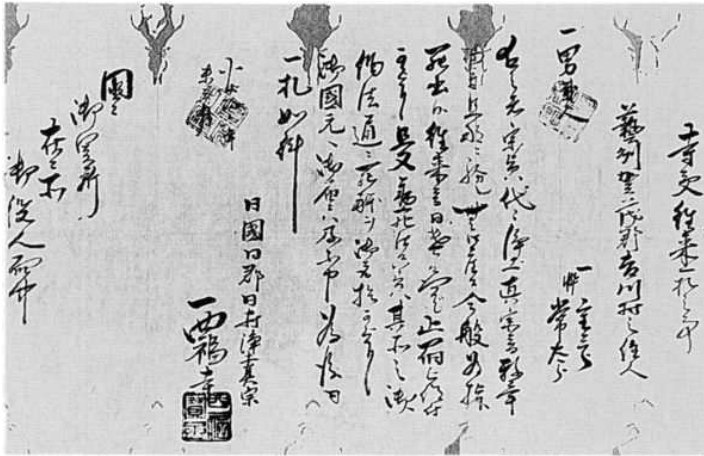
18 村方へ投出証文 文久3年(1863)

不作やその他の理由で年貢が支払えない農民は大変不幸な境遇となった。藩へ納入するため村役人などが一時的に立て替えた米銀は、田畑を質入・売却してまでも支払わねばならなかったからである。高宮郡上中野村の新平は、前年の屋敷地の年貢(銀九一匁五分八厘余)を納入できないため、その屋敷を村へ投げ出して売却してもらわざるを得なくなった。この文書は、同じ組合の孫平と連印して、その事実がまちがないことを誓約した証文である。なお、この証文は、一度紛失し、再度作成されたもので、同じ内容のものが提出されてもその効力はないことが書き添えられている。



19 人馬改帳 天保5年(1834)

広島藩の戸口調査は、寛文年間から数年おきに行われたが、享保十一年(一七二六)以降は、幕府の指令によって、子と午の年ごと、つまり六年おきに全国的で統一的な人馬改めが行われた。この文書は、天保五年に行われた人馬改め帳である。男女別に、身分別・職業別の人数を集計し、前調査との増減を記している。「浮世過」とは「百姓」が耕地を手放して無高となったものであり、「革田」とは藩によって設定された被差別民で、治安維持の仕事を中心として、農業や、倒れ牛馬の処理などの皮革業にも従事する人々である。藩は「革田」を「百姓」とは別に末尾に記すという差別的な記載を行わせ、身分差別を固定化していった。



22 往来証文 安政6年(1859)

江戸時代には、個人が旅行する場合、「往来証文」という身分証明書を携帯する必要があった。一般には旦那寺(もしくは庄屋)が発行し、本人の住所と名前、宗旨名、旅行目的を記したあと、途中で行き暮れた場合の旅宿の世話や、病气や死亡した場合の処置(その地の作法によること)について依頼する旨が書かれている。

村における庄屋の職務はあらゆる面にわたり、しだいに複雑化し、またそれを遂行するに当たっては前例を重視するようになったため、庄屋のなかには職務を整理した手控(マニュアル)を作成して参考にする者も出てきた。この二冊は、賀茂郡吉川村庄屋で、同郡下西条組の割庄屋も勤めた竹内家に伝わったもので、庄屋のみならず割庄屋の職務に関する手控ともなっている。

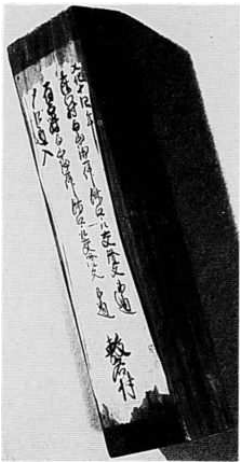


24 史事管斑(上) 年不詳  
25 統史事管斑(下) 年不詳

### 三 村の紛争と文書

江戸時代の村では、農業にとって不可欠な、刈敷肥料となる山林の下草や、水の利用に関する紛争、土地の境界をめぐる争いなどが絶えなかった。その調停にあたることは、庄屋の大きな職務の一つであった。役所で裁決が行われると、村民側の出費も多くなり、処罰されることにもなるため、なるべくその前に当事者間で和解解決（内済）するよう努力がなされた。紛争の調査では、当事者から主張を口上書にして提出させ、現地の検分を行うとともに、古くから争われている場合などは証拠書類の提出が命じられた。村方文書に比較的紛争に関するものが多く残されているのはこのためである。

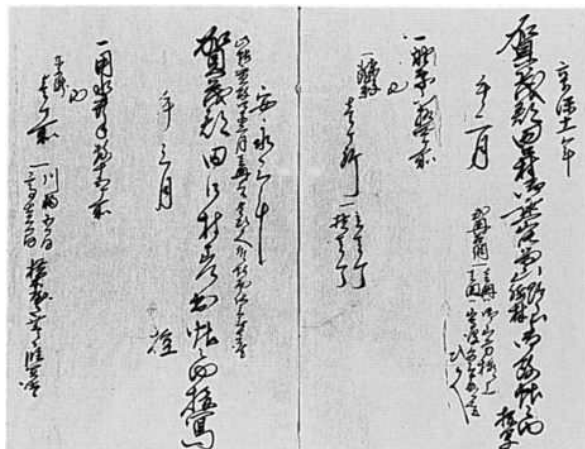
年貢の割付・取立は庄屋の裁量によって行われるため、その不正を糾弾して、村民が関係文書の公開を迫る「村方騒動」も、江戸時代初期以来各地で頻発した。その要求にこたえて村の運営や諸権益に関わる文書が村民に公開された。そこから、村役人以外の農民の中にも文書の内容や文字が理解できるものがいたことがわかる。



28 水論済口証又（敷名村控） 文政7年（1824）

水稻生産と灌漑用水とは密接な関係にあり、溜池や井手・堰などの灌漑施設の利害関係をめぐって、受益農民の間で争論（水論）に及びことも稀ではなかった。世羅郡敷名村と三谿郡有原村との間で生じた井手の利用をめぐる水論は、三谿郡海渡村庄屋の調停によって和解し、規定書（済口証文）を取り交すことになった。

右の証文は、将来再び争論が生じた場合には証拠となるため、敷名村から有原村にあてた済口証文も控をとり、有原村から送られてきた証文、及び同年の他村との山論の済口証文と一緒に上の木箱に入れられ、大事に保管された。



29 東子滝諸旧記抜写 年不詳

賀茂郡田口村と御園宇村との間には東子滝の所属をめぐる争いがあった。この前年には冠村庄屋による調停があったが不調に終わり、割村庄屋吾一郎が新たに調査、調停にあたることになった。田口村側が、東子滝が自村に所属することの証拠として、村で保管している書類から東子滝に関する事項を抜き書きして提出したのがこの文書である。江戸時代の争論においては、藩へ提出した書類や古証文などで、内容に疑いがないければ、証拠力を有すると判断された。したがって、これらの書類の保管如何は村の命運を左右することにもなったのである。



31 割庄屋東野村太右衛門書状 文化12年(1815)

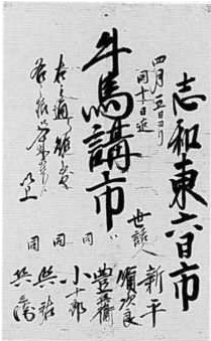
庄屋などの村役人は私曲も多く、村の運営や村費の不正使用などを糾弾して、村限りの「村方騒動」が起こることがあった。村役人に疑念を抱く村民たちは、村費の徴収・運用が正しく行われているか、村役人に免割帳などの関係帳面類の公開を要求した。この書状で、賀茂郡割庄屋東野村太右衛門は、隣村の西野村で、8名の村民が庄屋に不正な銀が渡っていることを疑い、5か年間の帳面類の公開を要求する不穏な動きがあることを同役六郎兵衛に伝えている。

#### 四 村の手習い

村役人以外の農民でも、読み書きができないと、納入する年貢を庄屋にこまかされても気づかず、また内容もわからずに証文に捺印すれば、そのために後々まで不利益をこうむることになつた。かれらは、「生きるために」読み書きを習う必要に迫られていたのである。文化・文政期から広島藩の農村でも寺子屋が増加し、経済的なゆとりを持つ農民の子どもたちは、七、八歳になると近くの寺子屋へ入って勉強することになった。子どもたちは、手本が墨で黒くなるまで手習いに精を出した。

寺子屋では、教科書として「実語経<sup>じつごけい</sup>」や、さまざまな「往来物」が用いられた。それらは、農民の知っておくべきことのほか、領主にとって都合のよい農民のあり方や封建道徳が説かれたものが多く、子どもたちは、読み書きとともに、領主にとって従順な年貢の負担者となるべき教育を受けたのである。

明治五年(一八七二)の学制発布によって、各地で小学校が開校したが、その多くは寺子屋が基盤となつたものであつた。



35 志和東村六日市牛馬講市告知紙 年不詳

農民は年貢が払えなかつたり、この場合のように再生産ができなくなると、田畑を売却せざるを得なかつた。証文の文面は通常相手側が作成するが、売却する農民も、文字が読め、文章の意味が理解でき、簡単な計算ができないと、文面の内容がわからず、場合によっては大きな損害を受けることさえあつた。



34 田地永代売切証文 天明2年(1782)

これは牛馬講市の広告である。牛馬は農耕には欠かせなかつたが、市は定められた場所以外では開くことを許されていなかった。しかし必要とあれば内密に、このような張り紙で村民に知らせ、公然と開かれていた。農民も文字が読めることが、日常生活の上で必要であつたのである。





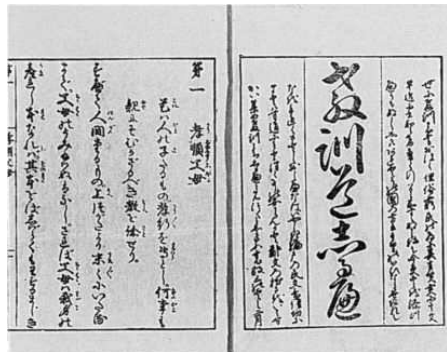
36 伊呂波(右) 安政2年(1855)  
37 名頭手本(左) 安政5年(1858)

この二点は手習いの典型的な手本である。36は「いろは」が一枚の紙に四字ずつ大きく書かれ、さらに漢数字、米麦や金銀などの度量衡単位、「右之通<sup>たしかに</sup>慥受取申候」などの文字がつづいている。文字と同時に、日常生活に必要な言葉や、簡単な文章の書き方も学んだようである。37は「源平藤橘」といった、いわば姓名に使用される漢字の手本である。

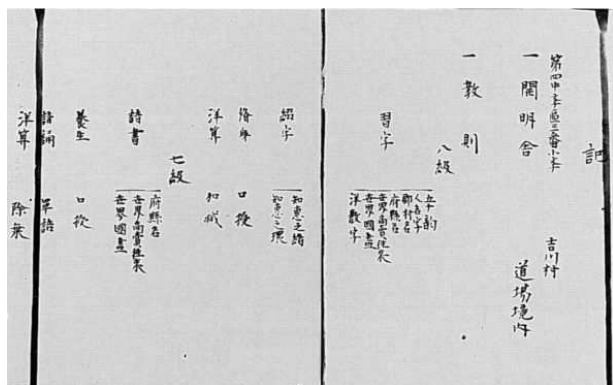
これを用いたのは、海田市で天下送り役(幕府の書状や荷物を継ぎ送る役)を勤めた神保屋(千葉家)の才三郎と於増<sup>おます</sup>で、男の子も女の子も初歩で使用する手本は共通であった。よく練習を重ねたためか墨の汚れが目立つ。



これは、広島藩が、一揆などによって揺らぎ始めた農村での封建秩序を維持するため、寛政三年に編集の上、刊行・配布し、村役人などに命じて事あることに農民に読み聞かせたもので、寺子屋でも教材として使用された。ここには、「孝順父母」、「尊敬長上」を始めとする江戸時代に生きる人間のあり方(封建道徳)が説かれている。寺子屋では、実生活に根ざした、お上の御法度に背かない従順な農民となるような教化教育が行われていたのである。



42 教訓道しるべ 寛政3年(1791)



46 学務諸書類(第八大区三小区) 明治6年(1873)

明治五年の学制発布とともに、広島県内では二七〇もの小学校が設立された。これはその沿革を調査した書類である。江戸時代に寺子屋であったものがそのまま小学校に転換したものが多かったようである。賀茂郡吉川村にできた小学校、開明舎も吉川村道場(浄土真宗の小寺院)境内にあった寺子屋が基礎となったものであった。教則は、五十音や人名字といった寺子屋時代のものをそのまま受け継ぎながらも、世界商売往来や世界国尽といった、新しい国際社会を意識した教科書を用いるようになっていくことが注目される。

展示古文書一覧

一 村方文書の引継ぎ	22 往来証文	安政 6	竹 1873
1 賀茂郡吉川村諸帳面・書類御引渡し 之分請取帳ひかへ	23 村継ぎ送りの送り出し手形	寛政 3	竹 2520
2 賀茂郡吉川村諸帳面・旧記類并村用 諸道具書出帳	24 史事管班	天保 4	竹 2890
3 村方帳面・旧記類改めにつき廻状	25 続史事管班	年不詳	竹 168
4 賀茂郡吉川村検地帳		年不詳	竹 169
5 賀茂郡吉川村本郷概高名寄帳	三 村の紛争と文書		
6 名寄水帳	26 山論一件書類差出しにつき達し		年不詳 竹 2700
7 佐伯郡津田村検地帳表紙等欠落につき一札	27 水論濟口証文(有原村)	文政 7	尼 227
8 賀茂郡吉川村明和四年分免割帳等有 無につき書付	28 水論濟口証文(敷名村控)	文政 7	尼 227
9 田口村庄屋五郎右衛門書状	29 東子滝諸旧記抜写	年不詳	竹 1914
10 役用諸書附扣	30 東子滝一件取調べにつき申し上げる頭書	寛政 3	竹 136
二 年貢の徴収と戸口調査	31 割庄屋東野村太右衛門書状	文化 12	竹 4000
11 世羅郡敷名村の免状	32 西野村算用につき報告書	文化 12	竹 4003
12 賀茂郡吉川村の門張り	33 世羅郡敷名村絵図	文政 3	尼 97
13 賀茂郡吉川村の免割帳	四 村の手習い		
14 賀茂郡吉川村免割帳の奥部分	34 田地永代売切証文	天明 2	竹 3579
15 燈油・諸口紙・半紙値段高下につき覚書	35 志和東村六日市牛馬講市告知張り紙	年不詳	竹 3683
16 御調郡栗原入作年貢下札	36 伊呂波	安政 2	千 65
17 竹内家の年貢下札	37 名頭手本	安政 5	千 66
18 村方へ投出証文	38 七ついろは	年不詳	尼 5
19 人馬改帳	39 百姓往来	年不詳	尼 4
20 宗門改寺々人別約め帳	40 新板改正手習教訓書	年不詳	千 122
21 送り手形	41 手習教訓書	天明 2	尼 27
	42 教訓道しるべ	寛政 3	尼 3
	43 文通大全	享和 3	千 118
	44 万家通用増補文章大全	天保 6	千 47
	45 女実語教操鑑	天保 13	平賀家文書
	46 学務諸書類(第八大区三小区)	明治 6	竹

竹は竹内家文書, 尼は尼子家文書, 永は永井家文書, 千は千葉家文書の文書番号です。  
はパネルによる展示です。  
期間中一部の展示資料を入れ替えることがありますので御了承ください。

## 古文書の受入れ

県立文書館では、村方文書などの古文書を受入れるときに、その元々の整理・保存状況を復元するため、細かな現状記録を取ります。この現状記録によって、古文書が、庄屋など村役人によってどのように利用され、保存されてきたかが、ある程度推測できるからです。したがって、従前のような、主題や形態による古文書の「粗仕分け」はしません。

当文書館では、現状記録の一つとして、最初に予備調査を行います。予備調査には、二つの目的があります。

- ① 聞き取りによって、文書群の内容や伝来などを把握する。
  - ② 文書群の保存状況や総量などを調査し、適切な受入れ計画を立てる。  
それから、古文書を搬出するときに、次の手順で保存状況を記録します。
  - ① 保管場所における古文書の位置を確認し、見取り図を作成するとともに、それぞれに番号をつける。また、収納容器に番号を張り付ける。
  - ② 搬出することが不可能な収納容器をスケッチし、細部にも枝番号をつける。容器の寸法や材質も記入する。
  - ③ 古文書の保管位置と収納容器を撮影する。
- なお、収納容器のまま搬出できない古文書は、枝番号や収納位置などをラベルに記入し、ダンボールの箱に詰め替え、運び出します。

## 古文書受入れ作業のようす



① 伊藤家の土蔵遠景

伊藤家文書は、写真左端の白壁の土蔵二階で保管されていた。ほとんど光も入らず、湿度も一定で、保存環境は比較的良好であった。



② 古文書の保管状況（1）

収納容器ごとに番号をつける。搬出できないものは、形状をスケッチし、寸法を記入するとともに、細部には枝番号をつける。

③ 古文書の保管状況（2）  
写真のガラス戸棚には、伊藤家の家政に関する帳簿類がまとめて置かれている。しかも、その内容によっていくつかの部類分けがされている。



④ 古文書の箱詰め風景

収納容器ごとに、古文書の固まりを崩さないようにして、段ボールの箱に詰め替え、それぞれの箱にラベルを張る。



⑤ 箱に張るラベルの様式

段ボールの箱に張るラベルには、まず箱番号と文書名を記し、つぎに収納容器の番号・枝番号・収納位置・受入日を記入する。



⑥ 古文書の保管状況（3）

この小さな櫃にも、伊藤家の家政関係の書類が入っている。しかも、同類の帳簿類を納めたガラス戸棚の側に置いてある。



⑦ 小さな文書櫃の蓋裏の墨書

この写真は、小さな文書櫃の蓋裏とその収納状況を撮ったもの。収納容器に書かれた情報は、古文書を整理する上で参考になることが多い。



⑧ 古文書の搬出風景

自動車が門前まで入れないため、農業用の運搬車で、古文書が入った段ボール箱などを自動車まで運ぶ。当家の親類の方のご協力をいただいた。



交通機関

J R広島駅から  
広島港行きバス.....広電前下車徒歩7分  
宇品行き路面電車...広電本社前下車徒歩7分  
(紙屋町経由)

駐車場

情報プラザ内駐車場  
有料

①～⑧の写真に掲載するに当たって、所蔵者の御承諾をいただきました。

広島県立文書館の案内

開館時間

- ・月～金曜日 9時～17時
- ・土曜日 9時～12時

休館日

- ・日曜日、国民の祝日・休日
- ・年末年始（12月28日～1月4日）

収蔵文書展 江戸時代の村方文書 村の生活と文書

発行 平成5年10月 編集・発行 広島県立文書館